

森林・山村多面的機能発揮対策交付金について

森林・林業を支える山村の過疎化・高齢化が進む中、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、里山林の荒廃が進み、森林の持つ多面的機能の発揮が難しくなっています。

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、地域住民と森林所有者等が協力して、里山林等の保全活動や森林資源の利活用を実施する体制を整えることが不可欠です。

このため、こうした取組を国が支援する「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」が平成25年度に創設され、今年度で10年目を迎えました。

秋田県内では、この交付金を活用してこれまで47の活動組織が活動し、令和4年度は22の活動組織が、荒れている里山林や竹林の整備、人工林の間伐材や広葉樹の伐採された材の有効利用に取り組むなど、里山林等の保全活動を通じた地域コミュニティの維持、山村地域の活性化に貢献しています。

また、全国では、1,000を超える活動組織が取り組んでおり、本県においても積極的に取組を推進していますので、現在、里山林の保全活動などに取り組まれている方々や、取り組みをお考えの方々は、是非、本交付金の活用をご検討ください。

なお、本交付金事業の概要は次のとおりですが、さらに理解を深めていただくため、林野庁作成の手引きなど資料を添付させていただきますので、参考にしてください。

1. 事業内容

地域住民が主体となった民間協働組織（活動組織）が実施する地域の森林の保全管理等の活動に対して、国が一定の費用を助成します。（※一部市町村の嵩上げ助成があります）

（1）対象活動と助成単価

※助成単価は、事業実施年度により変動します。

1) 【活動推進費：3ヶ年の活動計画の具体化に対する支援】

現地の林況調査、活動計画に基づく取組に対する話し合い、研修等
・国助成単価（最大）：112,500円 ※計画初年度のみ助成

2) メインメニュー

①【地域環境保全タイプのうち、「里山林保全活動】

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、マツ林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理

・国助成単価（最大）：初年度120,000円、2年目115,000円、3年目110,000円/ha

②【地域環境保全タイプのうち、「侵入竹除去、竹林整備活動】

高密度に侵入したモウソウチク等の伐採・除去や利用に向けた取組

・国助成単価（最大）：初年度285,000円、2年目265,000円、3年目245,000円/ha

③【森林資源利用タイプ】

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木として利用する活動や、伝統工芸品の原料として活用する取組

・国助成単価（最大）：初年度120,000円、2年目115,000円、3年目110,000円/ha

3) サイドメニュー

①【森林機能強化タイプ】

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修を行う取組

・国助成単価（最大）：800円/m

②【関係人口創出・維持タイプ】

地域外関係者との活動内容の調整、受け入れのための環境整備、これらの活動に必要なとなる森林調査・見回り等

・国助成単価（最大）：50,000円/年

③【資機材の購入・設置】

地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプの活動の実施にあたり必要な機材及び資材の購入設置に対して助成

- ・助成単価：購入費用の1/2以内（ただし、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋は1/3以内）

※サイドメニューはメインメニューと組み合わせて実施して下さい。

(2) 支援を受ける要件

①【活動組織】

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、下記の要件を満たす活動組織を設立する必要があります。

- ・活動組織は、地域住民、森林所有者等地域の实情に応じた方（3名以上）で構成してください。
- ・地域の自治体やNPO法人、森林組合等が単独で実施、または1構成員となることもできます。
- ・事業期間が終了した後においても、自立的な山村の活性化に資する取組を継続するよう努める必要があります。また、活動組織として規約の作成、区分経理が必要となります。

②【対象森林】

事業の対象となる森林は活動を行う時点において森林経営計画が策定されていない森林となります。森林経営計画が策定されている森林かどうかについては、市町村にお問い合わせください。また、活動組織と森林所有者が協定を締結する必要があります。

③【活動区域】

地域住民による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織は、対象森林と同一県内にあることが必要です。

④【活動計画書】

事業の実施は、活動計画に沿って3年間の継続した活動が必要です。活動組織名、所在地、取組みの背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、森林計画図、活動結果測定のためのモニタリング調査方法、安全講習の名称、持続性向上に向けた取組、委託内容等を記載した活動計画書を作成する必要があります。

(3) その他の留意点

- ・1活動組織当たり、単年度500万円（国交付金）を上限とします。
- ・地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの面積は0.1ha以上を対象とします。
- ・森林機能強化タイプについては、活動計画期間内（3年間）に、地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプを実施する必要があります。
- ・関係人口創出・維持タイプの地域外関係者の参加人数は、10人以上とします。
- ・地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業等について、地域の森林組合などに作業を委託することができます。
- ・見回りのみの活動では支援対象になりません。他の活動と一緒に取り組んでください。
- ・食料費は支援の対象とはなりません。
- ・採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- ・活動の目標を設定し、活動結果をモニタリングし報告する必要があります。
- ・活動組織から申請された採択申請書が採択された場合は、原則、決定日以降の活動費について交付金の対象となります。
- ・人工林でも利用できます。

2. 申請から実施終了までの流れ

○具体的な手続と流れ

- (1) 対象地域と参加者の決定
 - ・どこで活動するか決める。
 - ・参加者を募る。
 - ・活動する森林の所有者と協定を結ぶ。
- (2) 活動内容の話し合い
 - ・どんな里山林にしたいか話し合う。
 - ・どんな活動内容にするか決める。
 - ・活動したい内容が交付金のメニューにあるか確認する。
- (3) 活動場所となる森林の調査
 - ・対象となる森林に森林経営計画が策定されていないことを確認する。
- (4) 申請書等を作成する。
- (5) 地域協議会（秋田の森林活用地域協議会）へ採択申請する。
- (6) 当該市町村へ有効性を確認する（地域協議会）。
- (7) 地域協議会審査委員会を開催する（地域協議会）。
- (8) 林野庁へ交付申請する（地域協議会）。
- (9) 交付決定がくる（林野庁→地域協議会）。
- (10) 採択通知をする（地域協議会→活動組織）。
- (11) 事業実施
- (12) 事業終了後、事業実施報告書等を作成し、協議会へ提出する。

3. お問い合わせ先

○秋田の森林活用地域協議会

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を実施するため、平成25年6月1日に「秋田の森林活用地域協議会」が設立されました。

県や市町村の担当部署等の協力を得ながら、事業の調査、採択や交付金の交付等を行いますので、交付金の申請手続きや事業実施のご相談については、下記協議会へお願いします。

【秋田の森林活用地域協議会の役割】

- ・事業実施計画の作成及び国への提出
- ・活動組織の活動計画の審査、取りまとめ
- ・国への交付申請、実績報告
- ・活動組織の活動状況の確認、交付金の交付 等

【事務局】

秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン 内
(あきた森づくり活動サポートセンターに併設)
<住所> 〒019-2611 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4
<電話> 018-882-5570 (株 -トセンタ-と共通)
<FAX> 018-882-5571 (株 -トセンタ-と共通)
<E-mail> akt-chikyou@forest.ocn.ne.jp